

(新) 微生物によるバイオレメディエーションの普及促進に係る技術指針策定 費	20百万円(0百万円)
---	-------------

水・大気環境局総務課環境管理技術室

1. 事業の概要

バイオレメディエーション事業の一層の健全な発展及び環境保全に資することを目的として、平成17年3月に「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」を策定し、これまで5件の大臣確認を実施した。今般の土壤汚染対策法の改正に伴い原位置浄化の必要性が高まるなか、多様な汚染物質への適用可能性を持ち、比較的低コストであるバイオレメディエーションは有用な技術として今後の利用拡大が期待される。本事業では、平成17年度から現在までの適合の大臣確認実績に基づく最新の知見等も踏まえた既存の利用指針の具体化・適合確認手続きの明確化について検討を行い、バイオレメディエーションの利用促進及び大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保を図ることを目的とする。

2. 事業計画

調 査 項 目	H22	H23
①バイオレメディエーションの現状・動向、 利用微生物の安全性に関する調査		
②利用指針の具体化・適合の確認手続きの 明確化についての検討		

3. 施策の効果

バイオレメディエーションの適用実態、技術やその安全性に関する最新知見を収集し、これらの知見をもとに利用指針の具体化・適合確認手続きの明確化を行うことにより、バイオレメディエーションの利用促進及び大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保が期待される。

＜微生物によるバイオレメディエーションの普及促進 に係る技術指針策定費＞

バイオレメディエーション技術

微生物の働きを利用して汚染物質を分解等することにより、
土壌・地下水等の汚染の浄化を図る技術。

バイオレメディエーションの利用指針
(平成17年3月策定)に基づく
経産・環境大臣の適合確認

多様な汚染物質に対して適用可能で
あり、比較的低コストで施工可能

実績合計わずか5件

土壌汚染対策法改正
に伴う原位置浄化へ
の期待の高まり

確認を行わない技術
の利用に伴う安全性確
保についての懸念

① 現状・動向等の把握、
利用微生物の安全性に関する
情報の収集

② 最新の知見に基づく
利用指針の具体化及び
確認手続きの明確化の検討

バイオレメディエーション技術の利用拡大による土壌浄化の促進

大臣確認を行った技術の普及による安全性の確保